

【災害廃棄物】の出し方

災害廃棄物 <片付けごみ・災害がれき>



家電類



畳



家具類



瓦

写真出典:環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

仮置場の設置について

大規模災害が発生した場合、想像を絶する量の災害廃棄物が発生し、通常どおりの処理が追いつきません。仮置場は、生活環境の確保・復旧などのため、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所であり、道路啓開や倒壊建築物の撤去のため設置するものです。

なお、仮置場の設置場所については、発災後、災害の状況に応じて町民の皆さまにお知らせしますので、災害廃棄物は町が設置する仮置場に持ち込んで下さい。

仮置場の候補地について

二本柳運動場	14,104㎡
本郷運動場	10,712㎡
吹上総合運動場	8,100㎡

災害の規模や被害の状況に応じて、左記候補地の中から仮置場を選定し開設します。

仮置場開設情報の周知方法

仮置場選定後、防災放送、町ホームページ、LINE公式アカウント、町広報紙などにより周知します。

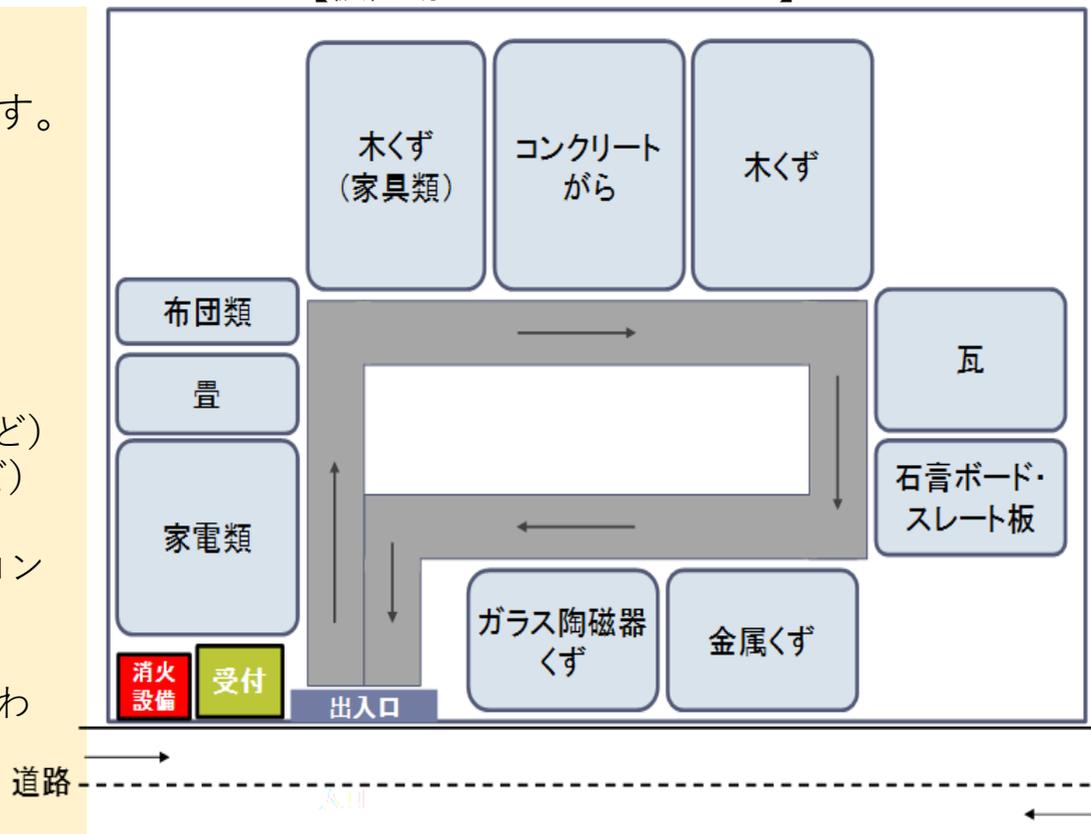
次のような分別を想定しています。

【分別品目】

- ①可燃物(汚れた衣類、木製家具など)
- ②不燃物(ガラス陶磁器くずなど)
- ③がれき類(コンクリートがら、瓦など)
- ④金属くず(鉄骨や鉄筋、アルミ材など)
- ⑤木くず(柱、梁、壁材、流木など)
- ⑥畳・布団類
- ⑦家電類(テレビ、洗濯機、エアコンなど)

※災害の種類により分別方法が変わることがあります。

【仮置場レイアウトイメージ】



【他県の仮置場】



写真出典:環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル